



STOP!! 消費者トラブル

生活環境課 (内線172)

クーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度に関する相談は、窓口にとてもよく寄せられています。「一定期間内であれば無条件で契約解除することができる」という内容をご存じの方も多いと思います。

ところで、クーリング・オフをするには対象取引に条件があります。対象取引は、法律などで決められており、訪問販売や電話勧誘販売は対象取引です。通信販売は対象取引ではありません。

これって“クーリング・オフ”できるの？

1週間前、夫がお店に出向き補聴器を購入しました。家で使ってみたら聞こえづらいという。調整しても改善しないのでクーリング・オフしたい。



お店で購入した商品はクーリング・オフ制度の対象取引ではありません。この場合契約を解除することはできません。

クーリング・オフ制度についてよく分からない、できるかどうか知りたい場合は、お気軽に消費生活相談に相談してください。契約時の状況によっては、取り消しできる場合もありますので、まずはご相談を。

また、クーリング・オフは対象取引によって、できる期間が異なります。書面で申し出るなど、申し出方法にもルールがあります。詳しくは相談してください。



ようこそ手話の世界へ

福祉課 (内線217)

手話の語源

手話の単語を覚えることは大変なことだと思われがちですが、先人のろう者達が日々の生活の中で作り出した手話には語源があり、それを知ることで楽しみながら覚えることができます。

パターンはいくつかありますが、例えば次のようなものです。

【物の形から】山・橋・島・藤(花) など

【体の動きから】村・東・本・鈴 など

【漢字の形から】田・中・小・井 など

【歴史上の由来から】加藤(加藤清正)・佐々木(佐々木小次郎) など

【言葉の意味や読み方から】佐藤(砂糖)・渡辺(鍋) など

名前を表す場合は、漢字手話の組み合わせを使って表現することが多いです。都道府県の名前を表す場合も、漢字手話の組み合わせで表現することが多いですが、独自の手話で表現することもあります。岐阜県はウ飼いが有名であることから、ウのくちばしを表して【岐阜】と表現します。語源を知ることによって印象が深まり、記憶に残ります。

かんたん手話講座

毎日



人差し指を回す

雨が続きますね



両手の5指を上から下へ繰り返し下ろす

令和2年度の手話写真の動画を見ることができます。

